

●香川県告示第253号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

令和2年8月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第2号（雑魚）

（1）漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市与島東地先

イ 点の位置

基点A 与島長崎鼻北端

〃 B 小与島北端

〃 C 小与島北端から海岸線沿い西へ130メートルのところ

〃 D 荒神島ニザエモン鼻南東端

〃 E DからC見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 F 与島長崎鼻北端から海岸線沿い南へ50メートルのところ

点 イ AからB見通し線上Aから220メートルのところ

〃 ロ EからC見通し線上Eから200メートルのところ

〃 ハ EからC見通し線上Eから50メートルのところ

〃 ニ FからI見通し線上Fから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

（2）漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで

（3）制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

（4）地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号区第3号（雑魚）

（1）漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石漁港地先

イ 点の位置

基点A 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ100メートルのところ

〃 B 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ50メートルのところ

〃 C 岡山県釜島高頂

- 〃 D 岡山県釜島南端
 点 イ AからC見通し線上Aから20メートルのところ
 〃 ロ AからC見通し線上Aから70メートルのところ
 〃 ハ BからD見通し線上Bから70メートルのところ
 〃 ニ BからD見通し線上Bから20メートルのところ
 ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

- 2 免許予定日 令和2年10月1日
 3 免許の存続期間 令和2年10月1日から令和5年12月31日まで
 4 免許申請期間 令和2年9月7日8時30分から同月8日17時まで